

職場の環境改善のための補助金制度を一部変更しました

職場の環境改善のための補助金制度とは、会員事業所の代表者・事業主の方々の労働災害防止に対する取り組みを支援することを目的にしたもので、安全衛生設備等設置補助金、動力プレス機械特定自主検査実施補助金、フォークリフト特定自主検査実施補助金などがあります。

5月1日より内容が一部変更になりましたのでご確認ください。9種類の補助金項目は変わりません。

詳しくは次の内容とあわせて、あんしん財団ホームページをご確認ください。

職場の環境改善のための補助金制度(災害防止)の主な変更内容

 9制度、8種類の補助金規程を一本化	制度ごとに分かれていた規程を「職場の環境改善のための補助金規程」として一本化しました。各補助金の限度額と各補助金を合わせた総限度額は変更ありませんので、従来どおりご利用できます。
 1年度間の申請受付期間を変更	当年4月から翌年4月最終営業日までの申請受付分を当年度申請としていましたが、申請日(=受付日)が属する年度に変更しました。 平成30年度の限度額のご利用は、申請日が平成30年4月1日から平成31年3月の最終営業日までとなります。なお、従来から補助金のお支払いは年度予算の範囲内で実施していますので、お早目の申請をおすすめします。
 補助限度額を決定する加入者人数の基準日を変更	1年度間の補助限度額は、設置・購入日や実施日である事由発生日の加入者人数で決定していましたが、変更後は、申請日が属する年度の4月1日時点における加入者人数で決定します。その年度中で新規加入した場合は、加入日の人数になります。
 補助金額の端数計算方法を変更	補助金額の端数計算方法は、1円単位から千円未満切り捨てになりました。 補助金は従来どおり、1年度間の限度額に達するまで何度でも申請いただけます。 ※補助金額は、要した費用の1/2を上限に(運転適性診断等受診を除く)1年度間の補助限度額の範囲内で補助します。
 会費振替確認の対象月を変更	補助金は、事由発生日に対応する当月会費の振替確認後にお支払いしていましたが、変更後は、申請日(=受付日)に対応する当月会費の振替確認後にお支払いします。
 申請書の保留期限を変更	すべての補助金において、申請書類の不備、不足があった場合の書類保留期間は、申請日の翌日から起算して2年から180日になりました。

職場の環境改善のための補助金専用ダイヤル



0120-512-511 お手続き番号 **1**

(受付時間 9:00~17:30 /
土・日・祝日および年末年始除く)